

事業者の持続的な経営、空き店舗の活用など多様な働き方を推進するための補助金です。



令和8年度
串間市

店舗等活性化支援事業補助金

| 対象区分 | 対象者 | 補助金の額 |
|----------------------|---|-------------------------------------|
| 店舗等リフォーム支援 | 串間市内において現に事業を営んでいる方 | 対象経費の10分の3以内とし、 25万円 を上限とする。 |
| 空き店舗等利活用支援 | ① 串間市内の空き店舗又は空き家を利活用し、1日3時間以上、週4日間以上事業を営む方 ② 空き店舗等を賃借し、若しくは取得し、又は自己所有の空き店舗等を改装し、開業する方 | 対象経費の2分の1以内とし、 30万円 を上限とする。 |
| サテライトオフィス等開設支援 ※1 | ① 串間市内に本社又は支店等名称を問わず現に稼働中の事業所機能を有しておらず、市内に新たにサテライトオフィス等を設置する者 ② サテライトオフィス等開設時点における従業員が2名以上配置される見込みがあること。 | 対象経費の2分の1以内とし、 50万円 を上限とする。 |

※1サテライトオフィス等とは、個人又は法人が市内に設置する次のいずれかに該当する施設のことを指します。

①サテライトオフィス

企業等が主たる事務所から離れた場所に開設する事務所であって、通信機能等を整備することにより拠点事務所で行う業務を遠隔にて行うことができる事務所をいう。

②コワーキングスペース

不特定多数の者が、通信環境、会議室等の事務に必要な環境を有しながら、仕事交流等を行うことができる場所をいう。

③シェアオフィス

複数の企業等がテレワークを実施するため入居し、又は一時利用する事務所をいう。

○予算の上限に達し次第、締め切ります。 ※先着順となります。

○助成制度の利用には**一定の条件があるため、お問い合わせください。**

お問い合わせ先 串間市商工観光スポーツランド推進課 商工係 ☎55-1127